



証券コード：9913

日邦産業株式会社

証券コード：9913

第74期 定時株主総会 議案概要のご説明

2025年 5月23日
代表取締役社長
岩佐 恭知

各議案の詳細は、「招集ご通知」をご参照ください。

URL <https://www.nip.co.jp/ir/.assets/74-syousyu.pdf>

会社提案議案

株主の皆様の **ご賛同** をお願い申し上げます。

第1号議案

剰余金の処分の件

賛成

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

賛成

第3号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針
(買収への対応方針) 継続の件

賛成

株主提案議案

取締役会の意見：すべての議案に **反対** いたします。

第4号議案

剰余金処分の件

反対

第5号議案

定款の一部変更の件
(監査等委員会委員長の社外取締役からの選任)

反対

第1号議案

剰余金の処分の件

概要

1株につき76円の配当を提案するものです

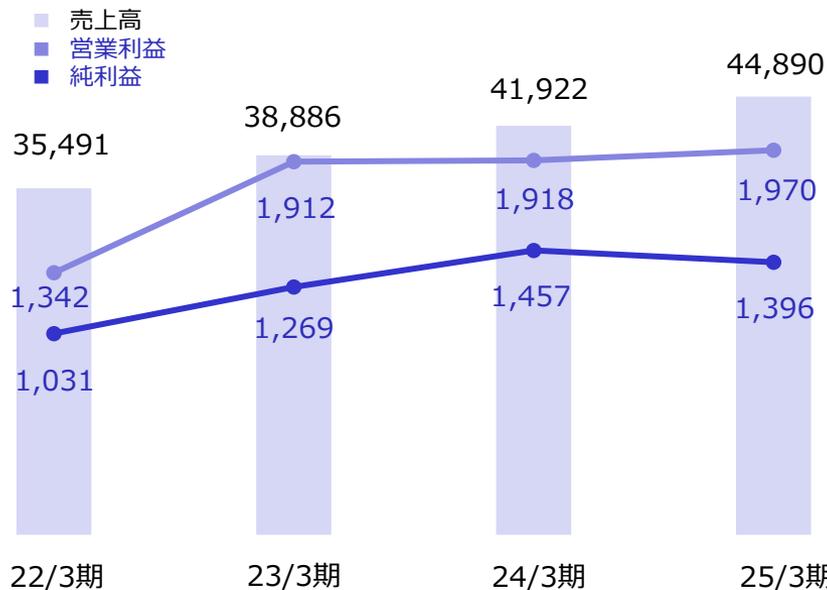
※詳細については、「招集ご通知」8頁をご参照ください。

当社は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを目指しております。

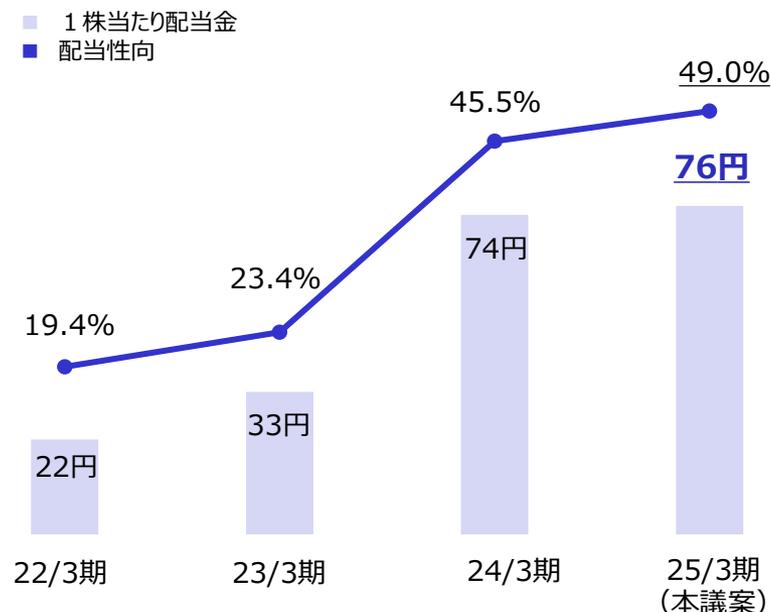
実際に下表のとおり、当社は、2022年3月期以降、利益成長に合わせて配当総額と配当性向を向上させており、さらなる向上を実現する本議案を株主の皆様にご提案させていただきます。

業績の推移

(単位：百万円)



株主還元の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

概要

6名の再任者の選任をお願いするものです

※詳細については、「招集ご通知」9頁から15頁をご参照ください。

各取締役候補者の「中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル」は下表のとおりです。全6名が一丸となって、中期経営計画2025のビジョン、実行戦略及び定量目標の達成に向けて取組んでまいります。

	氏名	役職等	中長期的な企業価値向上を図るために取締役会として備えるべきスキル							
			経営戦略	事業戦略			会計・財務・税務	IR・ESG	人事労務・人材開発	法務・知財・リスク管理
				営業・マーケティング	生産・技術開発	グローバル				
再任	岩佐 恭知	社長	●	●	●	●			●	
再任	三上 仙智	常務 コーポレート・経営企画 兼新事業開発担当	●				●		●	●
再任	中村 篤志	商事本部長		●		●			●	
再任	岡島 雄二	メカトロニクス本部長			●	●			●	
再任	後藤 昌弘	社外取締役 独立								●
再任	土地 陽子	社外取締役 独立				●	●	●		

第3号議案

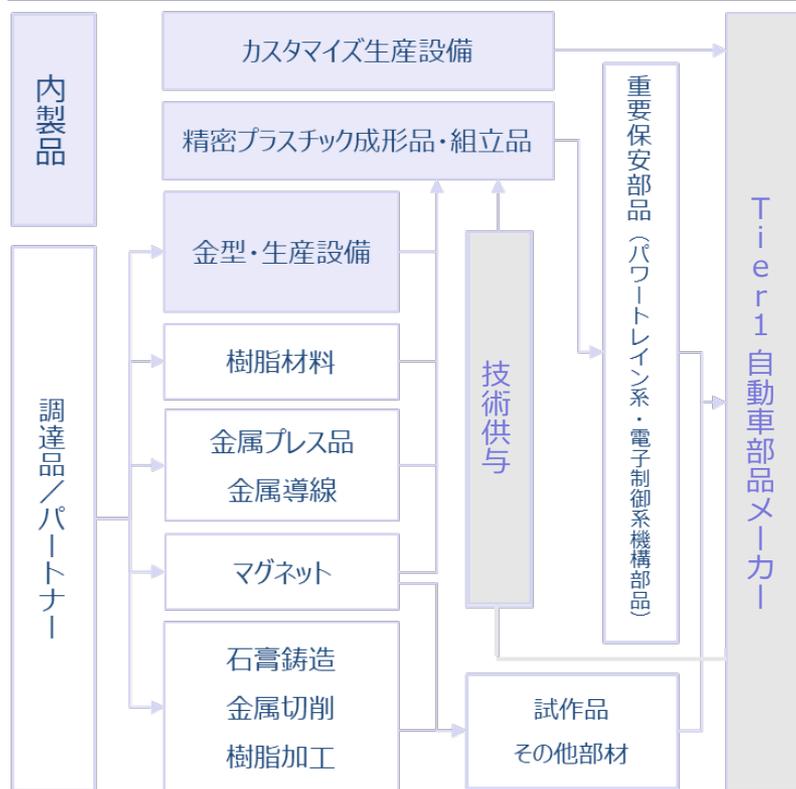
買収への対応方針の 継続の件

目的

大規模買付者が遵守すべきルールを定め、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間等を確保するため

※詳細については、「招集ご通知」16頁から45頁をご参照ください。

モビリティ事業のバリューチェーン



■ 当社 □ 顧客・パートナー・調達先

本議案の提案背景

- 左図は、当社の主要セグメントの一つであるモビリティ（自動車部品）事業のバリューチェーンであり、当事業の主要製品の製造・販売が、お客様がとても大切にされている機密情報（コア技術）の供与を受けて、為されていることがお分かりいただけることと存じます。
- 当社のこのような事業背景において、十分な事前検討がなされないままに行われた当社株式の大規模買付によって、当社の支配権の異動がなされた場合、お客様が機密情報の流出を懸念される場合があり、次のようなリスクが発現する可能性があります。

- ✓ 当社に対する機密情報の使用禁止
- ✓ 当社との取引の停止
- ✓ 取引停止による当社事業の収益悪化
- ✓ 収益悪化による当社の企業価値及び株主共同利益の棄損

本議案の提案理由

- 当社取締役会は、このような状況等に当社があることを踏まえ、大規模買付者が遵守すべきルールを定め、買付者に対して情報提供を求め、その提供された情報を当社取締役会が検討・評価するプロセスと株主の皆様が適切な判断をするために必要となる時間等を確保することができるようにするために、株主の皆様の本議案を提案させていただきます。

※なお、GLOBAL ESG STRATEGY様より、「買収防衛策廃止の件」を株主提案いただきましたが、個別の議案として取り扱うのではなく、本議案に対する反対の意向表明として取り扱うこととし、本株主提案の原文を次頁に、本株主提案に対する当社取締役会の意見を6頁に記載しております。

GLOBAL ESG STRATEGY様による反対の意向表明（株主提案「買収防衛策廃止の件」の原文）

【議案の要領】

2019年4月23日開催の当社取締役会に基づき導入、第68期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では2024年5月21日開催の当社取締役会及び第73期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止する。

【提案の理由】

当社は、昨年の総会での我々の買収防衛策継続への反対の意向表明への取締役会意見において、令和3年時点で「このような買収防衛プランの導入は当社の各株主総会決議により大多数の株主の承認を受けている。」とした名古屋高等裁判所の決定を引用し、買収防衛策の「再導入」の正当性根拠としています。しかし、昨年の総会での買収防衛策継続への可決に至る賛成率は52.85%と、過半数を僅かに上回るに留まっており、もはや、大多数の株主の賛成を得ているとは言えません。防衛策の再導入が決定された2019年からは既に6年が経過しており、この間に、社会情勢や会社の支配権をめぐる考え方は大きく変化しています。買収防衛策の継続は、今や時代に逆行した方策であることは明白であり、市場からの規律を働かせる観点からも廃止すべきです。現行の買収防衛策の有効期間は、本第74期株主総会終結時までであり、我々は、これを更新しないことを提案します。

【前頁の「反対の意向表明」に対する 当社取締役会の意見】

- 当社が「買収への対応方針」を再導入した2019年以降、社会情勢や会社の支配権をめぐる考え方が大きく変化
する中、2023年8月に経済産業省より「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に
向けて－」（「買収行動指針」）が公表され、「買収防衛策」から「買収への対応方針」へと用語が変更されるとともに、
2005年指針の運用状況、その後の裁判例、機関投資家の議決権行使行動の変化等を踏まえ、買収への対応
方針が適切に用いられる場合は、株主共同の利益や透明性の確保に寄与する等、買収への対応方針を定めること
の意義が述べられています。
- 当社は、この買収行動指針の内容を踏まえ、昨年の第73期定時株主総会において、以下の見直しを行ったうえで
「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」の継続をご承認いただいております。
 - ① 取締役会においてその勧告を最大限尊重するものとしている独立委員会について、独立社外取締役から
構成される旨を独立委員会規則上も明記することとしました。
 - ② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を
行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問いただく株主総会を招集することとしました。
- これに対して、前頁の「反対の意向表明」における提案は、「防衛策の再導入が決定された2019年からは既に
6年が経過しており、買収防衛策の継続は、今や時代に逆行した方策であることは明白である」として、その廃止を
求めるものとなります。
- 当社の「買収への対応方針」は、上述の通り、経済産業省の買収行動指針の内容を踏まえた見直しを図っており、
一方で、当社グループにおける買収への対応方針を必要とする状況は変わっておらず、企業価値の向上及び株主
共同の利益を損なうような大規模買付行為がなされる可能性が否定できないことから、当社取締役会は、買収への
対応方針の継続をご提案させていただいております。

第4号議案について、当社取締役会は**反対**いたします。

第4号議案 剰余金処分の件

概要

1株につき176円（当期純利益額が13.8億円を上回る場合は純資産配当率10%相当に読み替える）の配当を提案するものです。

※詳細については、「招集ご通知」46頁から49頁をご参照ください。

株主からの提案理由

- 当社は、「長期経営目標2031」において、財務規律としてNet D/E レシオ0.6倍以内とすると公表しましたが、その達成のための具体的な施策及び定量的な経営目標は何ら示されていません。当社は依然ネットキャッシュ約29.5億円を有し、非効率な資本構成の改善の見込みもないと言わざるを得ません。また、昨年3月に「中期経営計画2025」を改定し、投資計画枠を30億円から60億円に引き上げたものの、ネットキャッシュは2024年3月末から同12月末にかけて増加しており、中期経営計画2025は今年度が最終年度である中、株主還元を増額を避けるために現実的には実行不可能な水準の投資枠の拡大をただけのようにも見えます。
- 当社が現時点で十分に具体的な投資計画を示すことが出来ない以上、配当性向を高めることで、株主資本を圧縮し、ROEを引き上げ、企業価値及び株主価値向上の施策を採るべきであることから、純資産配当率(DOE) 10%相当額の配当を提案します。

株主提案議案に対する当社取締役会の意見

(単位：百万円)

	FY2021	FY2022	FY2023	FY2024
売上高	35,491	38,886	41,922	44,890
営業利益	1,342	1,912	1,918	1,970
純利益	1,031	1,269	1,457	1,396
1株当たり配当金	22円	33円	74円	※76円
配当性向	19.4%	23.4%	45.5%	※49.0%

※は、本定時株主総会-第1号議案として会社提案させていただく金額等です。
当社取締役会は、持続的な利益成長とこれに合わせた増配を実現してまいりました。

- 当社取締役会は、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことが、株主の皆様への利益の向上に資するものと考え、「中期経営計画2025」において「人的資本&新規事業開発・機能強化」を目的とした60億円+aの成長投資を計画しております。
- 会社提案議案（第1号議案）は、当社の持続的な利益成長と株主の皆様への持続的な増配を両立させていくことを目的としております。
- これに対して、本議案は、当社が将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な増配を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。

従いまして、当社取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案について当社取締役会は**反対**いたします。

第5号議案

定款の一部変更の件
(監査等委員会委員長の社外取締役からの選任)

概要

監査等委員会委員長を社外取締役から選任することを定款に定める旨を提案するものです。

※詳細については、「招集ご通知」50頁から51頁をご参照ください。

株主からの提案理由

- 当社の監査等委員会委員長は、社内取締役が歴任し、現在は、川邊浩之氏が監査等委員長に就任しています。監査等委員は取締役の職務の執行を監査することが期待され、その過半数が社外取締役であることが法定されています。また、法令上常勤者の設置は義務付けられておらず、監査等委員である取締役は、「経営陣からの独立性を確保する必要がある」ものとされており、取締役でありながら取締役の職務執行を監督する監査等委員の業務の遂行には、常勤の社内取締役ではなく、むしろ、第三者的立場から客観的に経営陣を監視できる、社外取締役の関与が期待されています。
- このような監査等委員会において、その委員長が社内出身者であれば、全体の監視監督機能が減退しかねず、ひいては、当社のコーポレート・ガバナンス全体の有効性に疑義を生じさせる要因となり得ます。監査等委員長については社外取締役から選任することが望ましいと考えます。

株主提案議案に対する当社取締役会の意見

- 当社監査等委員会及び監査等委員は、「内部統制システムの構築・運用の状況に対する監視及び検証を行うとともに、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査、並びに、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告若しくは提案、使用人に対する助言若しくは勧告、又は、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる」役割を担っており、法律面、社内制度面及び、実態面においても、その独立性を十分に確保しております。
- また、複数の事業セグメント（エレクトロニクス、モビリティ、医療・精密機器）と複数のビジネスモデル（商社とメーカー）を有する当社の特長と、この特長を踏まえた上で監査の実効性を高めていくためには、「社内業務」、「組織運営」、「社員活躍」等に関する十分な理解が必要となるため、社内業務等に精通している常勤の社内取締役が監査等委員長を務め、あわせて専門家である弁護士及び、会計士、会社経営者等を含む複数のプロフェSSIONALによって監査等委員会を構成することが、監査の実効性をより高めるものと考えております。

従いまして、当社取締役会は本議案に反対いたします。